

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17237

研究課題名(和文)在宅ワークによる就職困難者の就労支援と生活保障システムの構築に関する研究

研究課題名(英文)A study on job assistance by self-employed type home-telework for those who are hard to be employed and construction of guaranteed minimum income system

研究代表者

高野 剛 (TAKANO, Tsuyoshi)

立命館大学・経済学部・准教授

研究者番号：70534395

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、就職困難者に対する在宅ワークによる就労支援と、最低限生活するためにどのような生活保障システムを構築すれば良いのかについて考察することである。具体的には、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを活用している事例について、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を受講した母子家庭の母親にインタビュー調査を実施した。また、被災地域における在宅就業支援の事例について、東日本大震災の被災地域のNPO法人の職員へインタビュー調査を実施した。さらに、障害者が在宅ワークに従事している事例についても在宅ワークで働く障害者にインタビュー調査を実施した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to consider job assistance by self-employed type home-telework for those who are hard to be employed and consider what kind of social security system should be constructed to live a minimum life. Specifically, I conducted an interview survey on single mothers who took training, with regard to cases of job assistance for single mothers by self-employed type home-telework. In addition, I conducted an interview survey on employees of NPO corporations in areas stricken by the Great East Japan Earthquake on cases of job assistance with self-employed type home-telework in stricken areas. Furthermore, I conducted an interview survey on disabled people who work at self-employed type home-telework for cases where persons with disabilities are engaged in self-employed type home-telework.

研究分野：社会科学

キーワード：自営型テレワーク 内職 在宅就労 在宅就業 家内労働 クラウドソーシング 就業支援 就労困難

1. 研究開始当初の背景

2000年4月に、地方分権推進一括法が施行された。これにより、機関委任事務と地方事務官制度が廃止され、職業紹介や雇用保険など都道府県で実施していた職業安定行政は、国に移管されることになった。また、同年4月に施行された改正雇用対策法では、第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」とされ、都道府県や市町村も就労支援に取り組むことが必要となった。さらに同法の第27条で「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」とされた。これにより、国と都道府県と市町村が連携・協力しあいながら就労支援を実施しなければならないようになった。具体的な政策としては、母子家庭の母親、障害者、高齢者などの就職困難者に焦点を当てた就労支援を行うことが必要とされており、地域就労支援事業が、一部の地方自治体で開始されることになった。

一方、福祉政策を見てみると、2002年から自立支援をキーワードとした福祉政策が実施されることになった。一例をあげると、ホームレス自立支援法の成立(2002年)、母子及び寡婦福祉法の改正(2002年)、若者自立・挑戦プランの策定(2003年)、障害者自立支援法の成立(2005年)、生活保護受給者への自立支援プログラムの策定(2005年)をあげることができる。これらの政策の対象は、ホームレス、母子家庭の母親、若者、障害者、生活保護受給者であるが、このうち稼働能力のある貧困者に対しては、就職困難者として就労による自立支援を強化することになった。就職困難者の中でも、外へ働きに出られない事情を抱えている母子家庭の母親や障害者等に対しては、在宅ワークの活用による就労支援が実施されるようになった。

また、内職・家内労働や在宅ワークに従事する者は、その多くが家庭の主婦であるが、外に働きに出られない事情を抱えている母子家庭の母親、障害者、高齢者などの就職困難者も少なからず存在しており、特に就職困難者が内職・家内労働や在宅ワークに従事する場合について明らかにする必要がある。というのも、研究史を振り返ると、これまで内職・家内労働や在宅ワークについての先行研究は一定量存在するにも関わらず、外に働きに出られない事情を抱えている母子家庭の母親、障害者、高齢者などの就職困難者が、内職・家内労働や在宅ワークに従事する場合について明らかにした研究は見当たらない。ましてや、就職困難者に対する就労支援策として内職・家内労働や在宅ワークを活用している実態と問題点について明らかにした研究はない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、就職困難者(母子家庭の母親、障害者、被災地域の住民など)に対する在宅ワークによる就労支援と、最低限生活するためにどのような生活保障システムを構築すれば良いのかについて考察することである。具体的には、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを活用している事例について、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を受講した母子家庭の母親にインタビュー調査を実施した。また、被災地域における在宅就業支援の事例について、東日本大震災の被災地域のNPO法人の職員へインタビュー調査を実施した。さらに、障害者が在宅ワークに従事している事例についても在宅ワークで働く障害者にインタビュー調査を実施した。

3. 研究の方法

本研究の目的は、就職困難者(母子家庭の母親、障害者、被災地域の住民など)に対する在宅ワークによる就労支援と、最低限生活するためにどのような生活保障システムを構築すれば良いのかについて明らかにすることである。この研究目的を達成するために、平成27年度から平成29年度に、行政機関や公益法人等へのインタビュー調査や資料収集などを実施する研究計画を策定した。

平成27年度は、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを活用している事例について研究した。具体的には、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点について明らかにすることに焦点を絞り、図書や雑誌論文などの既存文献だけでなく、パンフレットやホームページなどの資料収集を実施することから始めた。文献資料の収集と検討の結果、インタビュー調査の調査票を作成し、Z地区(都道府県単位)で実施されたひとり親家庭等の在宅就業支援事業の関係者6名にインタビュー調査を実施した。インタビュー調査に協力してくれた関係者は、Z地区でコーディネーター的役割を果たしたAさん、訓練プログラムの講師役を務めたBさん、訓練プログラムを受講して在宅ワーカーとして独立開業しているCさん、訓練プログラムを受講してこれから在宅ワーカーとして独立開業しようとする準備中のDさん、訓練プログラムを受講したが自分に向いていないと気づいたEさん、訓練プログラムを受講した後に病気になったため在宅ワークで働いていたFさんの合計6名である。

平成28年度は、平成27年度で明らかにしたZ地区以外でのひとり親家庭等の在宅就業支援事業について調査した。具体的には、情報通信産業の在宅ワークではなく、製造加工作業の家内労働を対象とし、滋賀県と福岡市で実施された洋服リフォーム業の内職と京都府で実施された西陣織の内職の実態と問題点を明らかにした。また、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後に訓練プログ

ラムの受講生がNPO法人を設立した事例として、3カ所のNPO法人へインタビュー調査を実施した。訓練修了後に在宅ワークで働いている母子家庭の母親4名(G~Jさん)からもインタビュー調査に協力していただいた。一方、被災地域における就職困難者の就労支援と在宅ワークの実態についても明らかにするため、東日本大震災の被災地域の社会的企業の担当者にインタビュー調査を実施した。具体的には、宮城県石巻市でクラウドソーシングを用いて在宅ワークによる就労支援を実施している株式会社の代表取締役と担当社員にインタビュー調査を実施した。

平成29年度は、被災地域における在宅就業支援事業について、東日本大震災の被災地域のNPO法人の職員へインタビュー調査を実施した。具体的には、宮城県女川町でクラウドソーシングを用いて在宅ワークの就労支援をしているNPO法人の職員へインタビュー調査を実施した。また、障害者が在宅ワークに従事している事例についてもインタビュー調査を実施した。障害者の在宅ワークを支援している団体のうち、職員4名と障害者8名(K~Rさん)に、インタビュー調査に協力していただいた。インタビュー調査に協力していただいた在宅ワークで働く障害者の障害の種類は、身体障害(頸髄損傷、視覚障害、内部障害)、精神障害などである。

4. 研究成果

(1)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の関係者へのインタビュー調査で明らかとなったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点は、以下の通りである。

第1に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、母子家庭の母親だけでなく障害者や高齢者も対象としており、就職困難者の就労支援として一定の意義はあるが、訓練手当が目的の受講もみられ、費用対効果の面から問題がある。また、ほとんどの受託団体が、事業終了後に在宅ワークの就労支援を継続できていない問題点がある。

第2に、事業費が億単位の金額で大規模なプロジェクトであるため、在宅就業障害者の就労支援をしているNPO法人など小規模な団体がノウハウを持っているにも関わらず、受託できない問題点がある。複数の企業がコンソーシアムを設立して事業を受託しているケースが多く、在宅ワークによる就労支援のノウハウをもっていない団体が受託している問題点がある。在宅ワークによる就労支援のノウハウを持っていない団体が受託している場合については、他の民間団体へ再委託することが認められている問題点がある。

第3に、在宅ワークに労働法が適用されず、最低賃金のような報酬の単価を規制する法律がないことが問題である。

第4に、受講生が訓練プログラムを修了しても仕事そのものがない問題点がある。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業では、訓練プ

ログラムを受講するための受講料は無料であり、なおかつ訓練手当が支給される仕組みとなっていたが、もしも受講料を支払って仕事がない場合であれば、いわゆる「インチキ内職」と言われる詐欺商法である。

第5に、訓練プログラムを修了後に仕事があっても単価が安い問題点がある。この点については、多額の税金を投入して就労支援をしても、生活できないワーキングプアを発生させることになってしまう問題点がある。

第6に、訓練プログラムの内容が趣味のカルチャースクール程度のレベルであるため、訓練プログラムによって習得できる技術では生活できるほどの収入が得られない問題点がある。つまり、1回2~3時間で週2~3回の訓練を数ヵ月しただけで取得できるような技術では生活できるほどの収入が得られず、生活できるだけの収入を目指すには、訓練期間が長く、相当な熟練技術を身につけなくてはいけない。

第7に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業には、「就労自立」や「働く」ということを重視しすぎたために、居場所づくりや仲間づくりという視点が欠如している問題点がある。母子家庭の母親や障害者などの就職困難者は、働けなかったりワーキングプアであったり経済的に困窮していると同時に、多様な生活課題を抱えていることが多い。

(2)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後もNPO法人を設立して在宅就業支援を継続している事例について、インタビュー調査で明らかとなったことは、以下の通りである。

第1に、訓練開始後5年以上が経過しており、子どもが成長して手が掛からなくなったため、在宅ワークではなくパートや契約社員など外で働きに出るようになり、登録会員数が激減している。今後のNPO法人としての事業展開を考えた場合、「ひとり親家庭」に限定すると継続的に登録会員を確保できないため、障害者や高齢者も含めて事業展開をする道を検討している。

第2に、仕事は継続的にあり、単価もクラウドソーシングの在宅ワークよりは高いため、登録会員も在宅ワークの仕事を継続している場合がある。しかしながら、自治体からの下請けの仕事であるため、年度末に仕事が多いが年度初めに仕事が少ないなどの課題を抱えており、仕事の受注先が訓練プログラムの受託団体からのみであるため、新たな仕事を開拓していく必要がある。

第3に、映像字幕制作のように、仕事は少なく生活できるだけの収入を稼ぐことはできないが、業務内容に働き甲斐を感じて趣味程度であっても続けて行きたいという場合もある。趣味程度でも少しずつ地道に実績と技術を積むことで、将来は認可を受けて、新たな事業展開を模索している。

(3)在宅ワークで働いている母子家庭の母

親へのインタビュー調査から明らかになったことは、まず訓練プログラム受講のきっかけは、「パソコンが使えないと就職に不利だと感じた」や、「月2.5～5万円の訓練手当が出る」といった理由が多かったことである。また、在宅ワークとパート勤めを兼業している母子家庭の母親が多いことから、在宅ワークだけでは低収入で仕事の繁閑があり不安定であることが分かる。在宅ワークをしている時間帯についても、子どもが寝からの夜遅くに仕事をしているたり、納期が厳しいため徹夜で仕事をしていることもあり、睡眠時間を削ってまで在宅ワークの仕事をしていることが分かる。母子家庭の母親は、家事・育児に加えて、パート勤めと在宅ワークの仕事で忙しい毎日を過ごしている。在宅ワークで独立開業することについては、自分で営業活動をしなくてはいけないことやパソコンスキルに自信がないことから、独立開業できないと考えている母子家庭の母親が多い。Hさんは、自分で顧客を開拓して在宅ワークの仕事をするようになっているが、Hさんの父親が建設業の一人親方をしていることもあり、個人事業主に対して否定的な考え方を持っていない。Cさんは在宅ワークのみで働いていて個人事務所を開業しているが、これは子どもが大きな手術をして病気がちであるためである。Fさんも在宅ワークのみで働いていた時期があったが、これはFさん自身が重い病気になり、外で働けなくなったためであった。Hさんも夫からの暴力により精神的に疲れており、離婚後に体調を崩していた時期があった。Jさんも訓練プログラム修了後にパート勤めをするまでは在宅ワークのみで働いていた時期があったが、夫が他界して精神的に辛くなり自宅に引きこもっていた時期があった。在宅ワークの収入のみで生活するのは難しく、本人や子どもが病気や精神的に疲れて外に出られない事情がある場合に、在宅ワークを選択していることが分かる。

次に、インタビュー調査から分かることは、在宅ワークよりも正規雇用の仕事をした方が安定した収入が得られるにも関わらず、子ども中心の生活であるため、在宅ワークだけで生活できるようになりたいと考えている母子家庭の母親が多いことである。そのため、彼女たちに正規雇用や契約社員になるための就労支援をして稼働収入を増やそうとしても効果が期待できないと思われる。正規雇用の仕事を臨まない理由については、会社勤めすることによる人間関係や通勤時間の長さを煩わしいと感じているわけではないが、正規雇用によって得られる「安定した収入」よりは、「子どもと一緒にいる『時間』」や「自分のペースで家事や仕事ができる『ゆとり』」を重視しているためであると思われる。特に、正規雇用の場合の残業時間や休日出勤、あるいは子どもの病気や学校行事にあわせて休むことができないというような事情がある。

特に、Hさんは33歳で歯科衛生士の資格を持っており、Iさんは34歳で准看護師の資格を持っているため、正規雇用で安定した収入が得られるにも関わらず、「子どもと一緒にいる時間がなくなる」、「職場が若い未婚女性ばかりなので子どもの病気や学校行事など子育ての大変さを理解してもらえない」、「労働時間が長く土日が休めない」、「資格は持っているが自分に向いていない」といった理由から在宅ワークで働くことを選択している。このことは、高等技能訓練促進費によって介護福祉士や看護師の資格を取得しても、夜勤があったり、土日が休めない、自分に向いていないなどの理由で正規雇用の安定した収入が得られるとは限らないことに注意しておく必要がある。もちろん、GさんやJさんのように、年齢が中高年齢であることや高校卒業の学歴であること、小学生以下の子どもがいることにより、正規雇用の仕事に就けないケースも存在している。インタビュー調査から、母子家庭の母親は在宅ワークによる不安定な収入のため貧困であっても、生活費を上手に切り詰めて「家計のやりくり」をしていることもうかがえる。もちろん、食費や生活必需品などが買えずに生活費を切り詰めている場合も少なくないであろう。

就労支援の最終目標を正規雇用就職することだけに限定するのではなく、在宅ワークで働きながら生活できるようにすることも必要である。その場合、在宅ワークの仕事量を増やすための制度が必要なのは言うまでもないが、在宅ワークの報酬額をアップさせるような制度も必要である。さらには、就労支援だけでなく、児童扶養手当や養育費など所得保障についても検討しておかなくてはならない。特に、養育費の強制徴収制度がないため、養育費をもらっていない母子家庭の母親が多い。養育費をもらっていない理由として、調停離婚や裁判離婚より協議離婚が圧倒的に多いためであるが、Iさんのように、元夫が安定した職業に就いていないために、そもそも支払う能力がない場合もあれば、Gさんのように持ち家を購入したばかりで住宅ローンがあるので勝手に支払う能力がないだろうと推測して諦めている場合も含まれている。あるいは、Hさんのように夫からの暴力による離婚の場合など、「相手と関わりたくない」という場合もある。さらには、Dさんのように、養育費がちゃんと子どものために使われているのかどうかを知ることができないため、養育費を払いたくないというケースも見られる。Dさんについては、子どもの学習塾の費用など振込用紙や領収書を元夫へ郵送して支払ってもらっているようであるが、プライバシーを侵害しない範囲で養育費がちゃんと子どものために使われているのかどうかを確認できるようにする必要がある。ただし、離婚時に養育費の取り決めがされていたとしても、子どもとの面会交流の機会がないことや、元夫が再婚したと

いった理由で支払いが途切れているケースもある。子どもとの面会交流を仲介したり、養育費がちゃんと支払われていて、子どものために使われているのかをチェックする第三者機関の設立が必要であるだろう。

そもそも離婚時の親権の決め方について、母親に親権を認めないで父親に親権を認めるようにすれば、母子家庭の貧困問題は解決するという意見もある。この点について、母親優先原則の見直しと、欧米諸国のような離婚後も夫婦の共同親権を認める方法も検討する必要があるだろう。

(4)在宅ワークで働く障害者へのインタビュー調査で明らかになったことは、以下の通りである。KさんとLさんとPさんは、自動車事故や仕事上の事故で頸髄損傷の重度障害者になり、障害年金や自動車保険や労災保険などの給付を受けている。そのため、最低限生活するための所得保障があるため、生活費を稼ぐために働いているというよりは、生きがいや社会参加を求めて働いている。より裕福な生活がしたいのであれば、無理をしても在宅勤務（在宅雇用）などの企業に雇われて働くこともできるかもしれないが、「収入」よりも「自由な時間」や「人とのつながり」や「生きがい」を重視している。頸髄損傷の人の中には、Kさんのように交通事故後は働く意欲もなく、自暴自棄になって自宅にひきこもってしまっている人も少なくない。特に、受障初期は障害を受容できず、生活するのに必要な情報を入手することができず孤立状態に陥ってしまうようである。さらに、それまで出来ていたことが出来なくなることで、自尊心が傷つけられ、鬱病など精神的に落ち込むこともありうる。Lさんによると、特に、近年はインターネットを利用する人が増えたため、ベッドの上でタブレット端末を使ってインターネットのゲームやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を一日中して、ひきこもっている人が増えているようである。ここで注意が必要なことは、KさんやLさんやPさんが、収入よりも自由な時間や生きがいを重視して仕事を選んでいることに対して、「甘えている」や「怠けている」と捉えるべきではない。交通事故後に障害者となり、すぐに立ち直って仕事をしようと思うようになる人はほとんどいない。たいていの人は、自暴自棄になり数年間から十年以上も自宅でひきこもり生活を経験している。中には立ち直ることができずに自殺することを考える人もいるのではないだろうか。そう考えると、自宅にひきこもって仕事をせずにインターネットでゲームやSNSをしている生活は、立ち直って仕事をしようという意欲が湧いてくるようになるための心のリハビリ期間であるとも捉えることができる。頸髄損傷の人は、Oさんのようにラグビーや柔道や水泳などのスポーツでの事故や交通事故で障害者になる人が多い。健常者でもある日突

然、交通事故や趣味のスポーツの事故で障害者になるかもしれない。全ての人が障害者になるかもしれないことを考えれば、他人事で済まされることではなく、もしも自分が障害者になった時の最低限の生活をするための所得保障は重要である。ましてや障害者は甘えているや怠けていると捉えて、障害年金の給付額を削減して、無理やり働かないと生活できないようなことをするべきではないであろう。ただでさえ障害者になって自暴自棄になっている上に、障害年金の給付額を削減して生活するために無理やり働かそうとすれば、自殺を選ぶ人が増加してしまうかもしれない。むしろ、いきなり就労による経済的自立をさせようとするのではなく、まずは社会参加したいという意欲が湧いてくるような粘り強い社会生活自立のための支援が必要である。すなわち、受障初期に必要な支援は心の支援やピアサポートであり、気持ちの整理をして障害を受容をすることができるようになれば、これまで障害のためできないと思っていたことができるようになり、自信回復して働きたいと思うようになるであろう。

また、MさんとNさんは、NPO法人が運営する就労継続支援B型事業所の利用者である。NPO法人を利用している視覚障害者のほとんどは、病気で視覚障害になった人たちであり、点字ができる人は少なく、音声読み上げソフトを利用している。2012年3月の行政通知により、就労継続支援A型事業と就労継続支援B型事業でも通所ではなく在宅就業支援が可能となったため、NPO法人ではテーブル起こしの在宅ワークは就労継続支援B型事業の在宅就業支援としている。テーブル起こしの在宅ワークは、多い時で年間80万円ぐらいあった時もあるが、現在は年間34~35万円程度である。MさんとNさんは、NPO法人へ通って軽作業をしたり、病院へ通院したり、訪問マッサージの仕事をしたりしているため、自宅に引きこもっているというよりは、人と会うことに楽しみを感じて活動的に生活している。また、配偶者が働いていたり、両親と同居していたりするため、経済的に生活に困っているというわけではないため、高収入を求めて企業で雇われて働くことよりは、生きがいや人と会う楽しみを求めて仕事をしている。在宅ワークで働く障害者は両親や配偶者と同居している人が多いため、家賃や生活費は困らないが、両親や配偶者が死亡した後の生活に不安な人が多いようである。特に、障害基礎年金しかない場合は、経済面で心配であるが、外出したりする時に家族に付き添ってもらっている人も多いため、生活面でも不安な人が多いようである。Oさんのように、障害基礎年金が受給できず、既に両親が他界しているような場合、請負契約の在宅ワークではなく、無理をしても在宅雇用（在宅勤務）で働かざるを得ない状況である。在宅ワークで働いている障害者は、健常者と同じよ

うに企業に雇われて働く生き方ができないが、在宅ワークで働きながら、生きがいや楽しさを重視しながら自律した生活をしようとしている。彼らが、「雇われて働くこと」を選択できない環境の下で、「収入」よりも「自由な時間」や「人とのつながり」や「生きがい」を重視して楽しく生活しようとしているからであり、決して在宅ワークが、介護・障害という人生のライフステージにあった柔軟で新しい働き方であるとは思えない。彼らにとって、在宅ワークは人生のライフステージの中での一時的な就労形態ではなく、在宅ワークを選択せざるを得ない環境下で、不安定な低収入の労働に固定化されている。2018年2月2日に「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」が「「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（雇均発 0202 第1号雇用環境・均等局長通達）に改定されたが、クラウドソーシングの仲介手数料の明示や著作権の取り扱いなどを追加しただけで法的拘束力はなく、報酬の最低限の規制については触れられないままとなっている。

母子家庭の母親や障害者などの就職困難者が在宅ワークで最低限生活するためには、障害基礎年金や児童扶養手当が必要であるとともに、養育費の強制徴収制度や離婚後の共同親権などの諸制度が必要であり、さらには在宅ワークの報酬の最低限を規制する労働保護法が必要である。

(5)被災地域における在宅就業支援については、クラウドソーシングを活用している自治体が急増している。これまで沿岸部で実施されてきた在宅就労支援が、東北地方全域で取り込まれるように変化しようとしている。それに伴い、「被災地支援」や「震災復興」という性格から「過疎化対策」もしくは「地方創生」へと性格を変化するようになっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

高野剛、被災地域における就職困難者の就労支援とクラウドソーシング型在宅ワーク 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を事例として、立命館経済学、査読無、第66巻第5号、2018、1-20頁。
http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/66501.pdf

高野剛、請負・委託契約で働く在宅ワーカーの実態(「柔軟」な働き方-テレワークの現在) 職場の人権、査読無、第101号、2018、36-42頁。

高野剛、福祉の現場から：在宅ワークによる障害者とひとり親家庭の就労支援の問題点、地域ケアリング、査読無、第19巻第13

号、2017、82-84頁。

高野剛、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の終了後の実態 - NPO 法人を設立した事例、立命館経済学、査読無、第66巻第1号、2017、1-24頁。
http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/66101.pdf

高野剛、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業における家内労働の実態 - 洋服リフォーム業と西陣織の内職を事例として、立命館経済学、査読無、第65巻第5号、2017、164-178頁。
http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/65509.pdf

高野剛、母子家庭の母親の就労支援と在宅ワーク - ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点、立命館経済学、査読無、第64巻第5号、2016、128-154頁。
http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/64508.pdf

〔学会発表〕(計4件)

高野剛、急増するクラウドソーシングと在宅ワーカーの実態、社会政策学会非定型労働部会、2018年。

高野剛、被災地域における就職困難者の就労支援とクラウドソーシング型在宅ワーク 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故を事例として、社会政策学会第135回大会、2017年。

高野剛、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業における家内労働の実態 - 洋服リフォーム業と西陣織の内職を事例として、社会政策学会非定型労働部会、2017年。

高野剛、母子家庭の母親の就労支援と在宅ワーク - ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点、社会政策学会第131回大会、2015年。

〔図書〕(計1件)

高野剛、かもがわ出版、在宅就業者の実態と組織化 - 内職・家内労働と在宅ワークの実態、中村浩爾・寺間誠治編、労働運動の新たな地平 - 労働者・労働組合の組織化、2015、136-151頁。

6. 研究組織

(1)研究代表者

高野 剛 (TAKANO, Tsuyoshi)
立命館大学・経済学部・准教授
研究者番号：70534395